

アフリカ人権委員会の通報手続における 社会権の保障

渡 辺 豊

目次

- I はじめに
- II バンジュール憲章及び実施措置の概観
- III 社会権に関する事例分析
- IV 理論的検討
- V おわりに

I はじめに

本稿で検討の対象とするのは、地域人権条約における経済的、社会的及び文化的権利（以下、社会権）の保障態様である。いわゆる社会権は、一部の条約を例外として、国際的人権保障の埒外にあるとされてきた。

普遍的レベル（国連人権条約）では、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下、社会権規約）が社会権について規定しているが、同規約は権利の実現に関して国家の側に漸進的な実施を認めているなど、事実上機能していないところが見られた。これを修正する動きは同規約の実施機関である社会権規約委員会による実施措置の改善や一般的意見の採択による規範内容の明確化などによって見られる。さらに、2008年

には選択議定書が採択され、個人通報制度も導入された¹。

他方、地域レベルにおいては主要な人権条約であるヨーロッパ人権条約・米州人権条約のいずれも社会権を包括的に規定するものではない。ヨーロッパにおいてはヨーロッパ社会憲章があるものの、これについては権利侵害があった場合に個人がその救済を申し立てる制度がなく、一般的な文脈による憲章上の義務との合致のみが判定されるに止まる。米州においては「経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約に対する追加議定書」(サン・サルバドル議定書：1988年採択、1999年効力発生)が存在するものの、米州人権裁判所の管轄の対象となる権利が制限されている。

これに対して、人と人民の権利に関するアフリカ憲章(1981年採択、1986年発効：以下「バンジュール憲章」あるいは単に「憲章」と表記する)は自由権と社会権を同列に扱い、一般的な権利制限条項や漸進的实施に関する規定も存在しないという点で他の2つの地域人権条約とは異なる特色を有している。ただし、バンジュール憲章においても社会権が包括的に規定されているものではないことから、その保障がどこまで射程となり得るかが問題となろう。

以上のような状況を踏まえ本稿では、地域人権条約における社会権の保障態様について部分的ながらも検討を加え、それぞれの人権条約において社会権がどのように保障されているか、そしてその背後にある論理を比較検討することにより、国際人権法における社会権の保障態様に関する分析に資することを目的とする。筆者はヨーロッパ人権条約における社会権の保障態様について、ヨーロッパ人権裁判所の判例分析を通して部分的ながらこれを検討してきている²。本稿では、ヨーロッパ人権条約における社会

1 拙稿「社会権規約選択議定書の採択」『法政理論』第42巻3・4号(2010年3月)、63-109頁。

2 拙稿「欧州人権裁判所による社会権の保障」『一橋法学』第7巻2号(2008年7月)、447-487頁。

権を包摂する論理との比較検討によりバンジュール憲章の実施機関である人と人民の権利に関するアフリカ委員会（以下、「アフリカ人権委員会」あるいは単に「委員会」と表記する）における個人通報の事例を主たる検討事例とする。

以下ではアフリカ人権委員会における個人通報の事例分析を通じて、まずアフリカにおける社会権の保障態様を明らかにする。それを基礎に、アフリカ人権委員会における人権保障実効性確保のための解釈・適用上の特色を明らかにしつつ、ヨーロッパ人権条約及び米州人権条約との比較を行う。

II バンジュール憲章及び実施措置の概観

すでに知られているように、バンジュール憲章では自由権と社会権を区別せず同列に規定している。前文第8パラグラフでは「…市民のおよび政治的権利は、その概念の上でもまたその普遍性の上でも経済的、社会的および文化的権利から切り離して考えることができないこと、ならびに経済的、社会的および文化的権利の充足が市民のおよび政治的権利の享有のための保障であることを確信し」と述べられている³。経済的社会的及び文化的権利は憲章第14条から第18条において規定されている。また、社会権に関連すると思われる権利も人民の権利の中に見られる。これらの憲章上の権利に関して、第1条は締約国の義務として「この憲章に掲げる権利、義務および自由を認め、それを実現するために立法その他の措置をとること」を規定している。同様に第2条では「この憲章において認められ保障された権利および自由」に関する差別の禁止が規定されている。このこと

3 条文の日本語訳については、特に断りのない限り奥脇直也編集代表『国際条約集2011年版』（有斐閣、2011年）を参照している。

から言えるのは、バンジュール憲章では自由権と社会権という二分論を前提とせず、すべての権利を同等に扱っているということである。このことは、例えば社会権規約第2条に見られるような漸進の実現に関する規定や資源の制約を前提とした権利制限条項がバンジュール憲章に見られないことから明らかであろう。

ただし社会権規約に規定されているような権利がバンジュール憲章にすべて盛り込まれているわけではないことにも留意する必要がある。例えば、労働に関する権利では、公正かつ良好な労働条件を享受する権利（社会権規約第7条）や団結権・ストライキの権利（社会権規約第8条）については明文規定がない。同様に、社会保障に対する権利（社会権規約第9条）も規定がない。これらについてはアフリカ人権委員会の国家報告制度ガイドライン⁴や委員会決議⁵において若干の言及はされているのみであ

4 Guidelines for National Periodic Reports, reprinted in Murray, R. and Evans, M. (eds.), *Documents of the African Commission on Human and Peoples' Rights Volume II: 1999-2007*, Hart Publishing, 2009, pp. 37-57.

公正かつ良好な労働条件を享受する権利、団結権・ストライキの権利については第15条において、社会保障に対する権利については第16条2項との関連で法制度や現状についての報告が求められている (II. General Guidelines regarding the form and contents of Reports on Economic, Social and Cultural Rights, paras. 6-19)。

5 cf., ACHPR/Res.73 (XXXVI) 04: Resolution On Economic, Social And Cultural Rights In Africa, 7 December 2004.

なおこれに関連して、アフリカ人権委員会は2004年にセミナーを開催し、そこで「アフリカの経済的社会的および文化的権利に関する宣言」(Declaration of the Pretoria Seminar on Economic, Social and Cultural Rights in Africa; adopted on 17 September 2004, reprinted in *African Human Rights Law Journal*, vol. 5, 2005, pp. 182-193.) が採択されている。上記の委員会の決議は、この宣言を受けて採択されたものである (cf., Khoza, S., "Promoting economic, social and cultural rights in Africa: The African Commission holds a seminar in Pretoria," *African Human Rights Law Journal*, vol. 4, 2004, pp. 334-343)。

る⁶。しかしながら地域人権条約における社会権の保障という観点では、ヨーロッパ人権条約では社会権の規定が労働組合を結成しこれに加入する権利が規定されているのみであること（第11条）、米州人権条約ではサン・サルバドル議定書により社会権の包摂が一定程度は見られるものの、米州人権委員会及び米州人権裁判所の管轄の対象は制限されている⁷。その意味において、バンジュール憲章が一般的に社会権をその対象としていることの意義を見ることができよう。

バンジュール憲章の実施機関であるアフリカ人権委員会は、憲章第30条に基づき設置され、憲章が発効した翌年の1987年に発足した。委員会は11名の委員で構成され（憲章第31条）、憲章第45条に定める任務を有している。その一つである「人および人民の権利の保護を確保すること」（憲章第45条2項）に基づき、委員会は2種類の通報制度を備えている。第一は憲章第47条から第54条に規定される「国からの通報」、すなわち国家通報制度である⁸。第二が本稿で対象とする「その他の通報」である。アフリカ人権委員会は、憲章第55条に基づき個人のほか、アフリカ内外の諸団体（NGOなど）、被害者に代わって団体が行う通報も広く認められて

6 ただしこのような批判については、後に見るように憲章の規定を柔軟に解釈する委員会の姿勢に鑑みれば、複数の規定を併せて読むことによって解釈上そのような権利の存在を導くことができるとの指摘も見られる。cf., Odinkalu, C.A., "Analysis of Paralysis or Paralysis by Analysis? Implementing Economic, Social, and Cultural Rights Under the African Commission on Human and Peoples' Rights," *Human Rights Quarterly*, vol. 23, 2001, pp. 340-341.

7 サン・サルバドル議定書第19条6項によれば、同議定書第8条1項（a）及び第13条に定める事項に関してのみ、米州人権委員会及び可能な場合には米州人権裁判所のシステムが適用可能になる。

8 制度概要及び当該制度に基づく唯一の事例（Communication No. 227/99: *D.R. Congo v. Burundi, Rwanda and Uganda*（2003））については、西立野園子「アフリカの人権保障システム」芹田健太郎他編集代表『国際人権法の国際的実施（講座国際人権法4）』（信山社、2011年）341-343頁を参照のこと。

いる⁹。第55条2項に基づき委員会の単純多数により検討することが決定された通報は、第56条に定める受理可能性要件を満たしていることを条件に検討される¹⁰。憲章第59条1項は「国家元首および政府首脳会議が別段の決定をする時まで、この憲章の規定の下でとられたすべての措置は、秘密とする」と定め、一見すると措置の内容が公開されないように読める。この原則は委員会の実効性を弱めることになり、そのため委員会は1994年にこの秘密原則から離れ、積極的に情報を公開するようになった¹¹。具

9 委員会のInformation Sheetによれば、権利を侵害された被害者との関係は特に必要とされないものの、被害者を特定することが求められる(African Commission on Human and Peoples' Rights, *Information Sheet No.2, Guidelines on the Submission of Communications*, p.5)。

cf., Ouguergouz, F., *The African Charter on Human and Peoples' Rights*, Martinus Nijhoff Publishers, 2003, pp. 559-560.

10 第56条は以下のように規定する。

「委員会によって受理された第55条にいう人及び人民の権利に関する通報は、次の要件を満たす場合に検討される。

- 1 通報者が匿名を希望した場合も含め、通報者を明示すること。
- 2 アフリカ統一機構憲章またはこの憲章に反しないものであること。
- 3 事案を付託された国およびその機関又はアフリカ統一機構を侮辱または園名誉を傷つける言葉で書かれていないこと。
- 4 もっぱらマスメディアを通じて広められた情報のみに基づくものではないこと。
- 5 国内的な救済措置が存在する場合には、それを尽くした後に送付されること。ただし、この手続が不当に遅延していることが明らかな場合は、この限りでない。
- 6 国内的な救済措置が尽くされた時または委員会が事案を取り上げた日から合理的な期間内に提出されること。
- 7 国際連合憲章もしくはアフリカ統一機構憲章の原則またはこの憲章の規定に従って当該関係国によって解決された問題を取り扱っていないこと。」

11 Chirwa, D.M., "African Regional Human Rights System : The Promise of Recent jurisprudence on Social Rights," in Langford, M. (ed.), *Social rights jurisprudence : emerging trends in international and comparative law*, Cambridge University Press, 2008, p. 335 ; 西立野、前掲論文(注8)、348-349頁。

体的には、委員会の活動に関する報告（第59条3項）の一部として通報の検討結果が公表されている¹²。また、現在では委員会における個人通報の検討結果は委員会のホームページなどでも公開されており、容易にアクセスできるようになっている。

バンジュール憲章およびアフリカ人権委員会に関わるその他の特徴としては、以下の二点をさらに指摘することができる。第一に、憲章第60条および第61条に見られるように適用法規が広く設定されている。この点は、後に見るように通報者及び委員会双方とも委員会の事例のみならず関連する国際的事例あるいは関連する文書などに広く依拠していることから、権利の実効性を確保するものとして指摘できよう¹³。また第二に、通報の対象となっている事態に対して関連する権利を広く捉えている。例えば、裁判を受ける権利（第7条）との関連で、司法制度が機能しておらずそれにより裁判を十分に受けることができないような場合においては、第7条と併せて第26条（権利の実施機関）の違反を認定する事例が散見される。同様のことは、後に見るように憲章上明確な定めのない権利を認めた事例においても見られる。

また本稿で主たる検討対象である社会権に関する条項の解釈適用においては、市民的及び政治的権利の侵害との関連で社会権の侵害を認定する事

12 Viljoen, F., "Communications under the African Charter : Procedure and Admissibility," in Evans, M. and Murray, R. (eds.), *The African Charter of Human and Peoples' Rights : The System in Practice, 1986-2006* (second edition), Cambridge University Press, 2008, p. 79.

また後の事例分析においても見られるように、委員会は大規模な人権侵害に関しても国家元首および政府首脳会議の注意を喚起する（憲章第58条1項）ことなく、通報の枠内で憲章上の権利侵害を認定することも行っている。

13 申恵丰「社会的及び経済的権利活動センター並びに経済的及び社会的権利センター対ナイジェリア ―通報番号一五五／九六に関する決定、アフリカ人権委員会、二〇〇一年」同『人権条約の現代的展開』（信山社、2009年）106頁。

例が見られる。これは例えば後述のように、逮捕拘禁の場面における収容施設の衛生条件の悪さ、医師や医薬品の不足による健康状態の悪化などが身体の自由及び安全（第6条）と併せて健康を享受する権利（第16条）の観点からも検討されているというようなものである。同様に、報道機関の施設の差し押さえなどに関して表現の自由（第9条）と併せて財産権（第14条）の違反が認定されたりしている。次節では、社会権に関する条項がどのような場面でどのように違反が認定されており、規範的内容に関して委員会がどのように理解しているのかについて、事例を検討しながら確認していく。

Ⅲ 社会権に関する事例分析

以下では、社会権に関連する規定が委員会によって議論された主要な事例を概観しながら、委員会がこれらの規定においてどのようなどのような事実関係において違反を認定しているのか、あるいは当該規定の規範内容あるいは解釈においてどのような議論がなされているかを検討する。なお、社会権とは直接の関係はないものの一定の関係を有している条項（差別禁止原則、法の下での平等、集団的権利）についても適宜言及する¹⁴。

14 本稿では便宜上アフリカ人権委員会の事例については、本文中では通報番号によりこれを示し、脚注において通報番号と併せて事件名を記すこととする。アフリカ人権委員会の個人通報の事例は委員会のホームページ (http://www.achpr.org/english/_info/List_Decision_Communications.html) に掲載されており、また主要な事例については AHRLR (*African Human Rights Law Reports*: 判例集) にも掲載されている。その他にも以下の文献を参照した。

Heyns, C. and Killander, M. (eds.), *Compendium of Key Human Rights Documents of the African Union* (Fourth Edition), Pretoria University Press, 2010.

1 差別禁止原則・法の下での平等

バンジュール憲章第2条は、憲章上に定められた権利の享受に関しての差別禁止原則を規定している。社会権には限定されないが、多くの事例において憲章上の実体的権利の侵害と併せて、第2条の違反が認定されている。なお、ヨーロッパ人権条約第14条の解釈において議論となっていた、実体規定との関係における自立性について、アフリカ委員会はこれを比較的柔軟に解しておりそれ独自の違反を認めているように思われる。その意味で、バンジュール憲章第2条はヨーロッパ人権条約第14条とほぼ同内容のものとして解することができる。

また憲章第3条は、法の下での平等として第2条を補完するものであると解されている。憲章第2条が「この憲章において認められ保障された権利および自由」における差別の禁止を規定しているのに対し、第3条は第1項において法の下での平等、第2項において法による平等の保護を規定しており、その対象は文言からも明らかなように「法 (law)」である。よって、第3条は自由権規約第26条に定める法の下での平等と同様に、締約国の国内における法の平等適用を受ける権利と解しうる¹⁵。

15 規約人権委員会の個人通報では、自由権規約第26条を根拠として自由権規約に明確な定めのない権利についても個人通報の対象となっている。この中には社会権に関する個人通報も多数含まれており、結果として社会権が一部個人通報の対象として救済の対象となっていた。規約人権委員会による社会権の保障については、例えば以下の文献を参照のこと。Karagiannis, S., « Considération sur l'article 26 du Pacte des Nations Unies relatif aux droits civils et politiques », *Les droits de l'homme au seuil du troisième millénaire, Mélanges en hommage à Pierre Limbert*, Bruylant, 2000, pp. 467-497 ; Ando, N., "The Evolution and Problems of the Jurisprudence of the Human Rights Committee's Views concerning article 26," in Ando, N., (ed.), *Towards Implementing Universal Human Rights, Festschrift for the Twenty-Fifth Anniversary of the Human Rights Committee*, Martinus Nijhoff Publishers, 2004, pp. 205-224 ; Tomuschat, C., "The Human Rights Committee's Jurisprudence on Article

1) 人種に基づく差別

54/91他事件¹⁶は、モーリアニアで生じている黒人に対する迫害行為についてのものである。通報者の申立によると、同国北部に住むムーア人を中心とした政府は、主として南部に住む黒人に対する不当な逮捕や恣意的な拘禁を行っており、収容施設の衛生状態は非常に悪いものであるという。囚人は十分な食糧も与えられず、病気になった囚人に対する治療なども十分に行わなかった¹⁷。さらに、治安部隊などにより黒人の土地や家具などが押収され、隣国のセネガルやマリに追放されたモーリタニア市民の数は5万人を超えるとされている¹⁸。中には、反政府運動と関係している者が身分証明書などを破棄された上に追放され、帰国後の安全も保障されていないという。通報者は、これらが憲章上の様々な権利の違反に該当すると主張している。

モーリタニア政府は、1990年代後半に生じた「事態」の存在を認めその時期に大規模な人権侵害があったことは認めている。しかしながら同時に問題となった措置が秩序の回復のために必要だったことや、現在の経済状況では被害者に対して十分な補償をすることができず、委員会と協力の上事態を解決することを望んでいることなどを述べている¹⁹。

委員会はまず、受理可能性の判断においてモーリタニアで広範に行われた大規模な人権侵害に鑑み、憲章第56条1項の解釈上、通報権者が必ずしも人権侵害の被害者であるかその家族である必要はないとの判断を確認し²⁰、かつ憲章は非常事態における義務からの逸脱を認めていないとする

26 - A Pyrrhic Victory ?," Ando, *ibid.*, pp. 225-247.

16 Communication Nos. 54/91, 61/91, 98/93, 164/97 à 196/97, 210/98: *Malawi African Association and Others v. Mauritania* (2000).

17 *Ibid.*, para. 12.

18 *Ibid.*, paras. 13-17.

19 *Ibid.*, paras. 28-29.

20 *Ibid.*, para. 78.

自らの先例を確認した上で²¹、本件の受理可能性を認めている。上述の判断を踏まえ、当該大規模人権侵害に関して委員会は多くの条項についての違反を認定している。

上述のような拘禁や財産の破壊などの迫害行為が専ら黒人に対して行われていることに鑑み、委員会は第14条（財産権）との関連で第2条の違反に関しても言及している。それによると、違反が申し立てられている行為は専ら肌の色に基づくものであり、国際的・地域的人権文書においても外観に基づく差別の撤廃は重要な地位を有するものである²²。このことから、本件における原住民などを専ら肌の色に基づいて差別的な取り扱い、アフリカ人権憲章第2条に定める差別禁止に該当すると判断している²³。なお本件では、上述の事情を背景に黒人に対する強制的な立ち退きによる人権侵害も申し立てられているが、これについて委員会は第12条（移動の自由）及び第14条の観点から違反を認定している。これについては後述する。

2) 国籍に基づく差別

159/96事件²⁴で問題となったのは、1996年にアンゴラで行われた外国人に対する蛮行及び追放措置である。本件ではアンゴラ政府が書面による見

21 *Ibid.*, para. 84.

cf., Communication No. 74/92: *Commission Nationale des Droits de l'Homme et des Libertés v. Chad* (1995), para. 36.

22 *Ibid.*, para. 131.

委員会はここで、国連総会で採択された「国民的、民族的、宗教的あるいは言語的少数者に属する者の権利宣言（Declaration of the Rights of People Belonging to National, Ethnic, Religious or Linguistic Minorities）」（*U.N. Doc., A/RES/47/135, Annex, 18 December 1992*）を参照している。

23 *Ibid.*

24 Communication No. 159/96: *Union Inter Africaine des Droits de l'Homme, Federation Internationale des Ligues des Droits de l'Homme and Others v. Angola* (1997).

解の提出の要請などに全く応答していないことや、委員会が入手している情報では、追放措置を受けた外国人はアンゴラ国内で自らの追放の合法性を争う可能性が無かったことから、本件の受理可能性を認めている²⁵。委員会によれば、このような追放措置により財産権（第14条）、労働の権利（第15条）、教育の権利（第17条）、家族の保護（第18条1項）などに影響を与えるという²⁶。本件においては、追放処分を受けた者たちが、裁判所においてその違法性を争う機会が与えられなかったことが、第7条1項違反との認定がなされている²⁷。さらに、その関連で委員会は第2条及び第14条の違反についても違反認定をしている。委員会によれば、憲章第2条は締約国の管轄下にあるすべての人に対して憲章上の権利を差別なく保障する国家の義務を定めている。委員会は本件において、国外追放となった者たちの法の下での平等の権利が国民的出身を理由として損なわれていると指摘した²⁸。これらのことから、委員会は第2条、第5条、第7条1項a、12条4項、第14条及び第18条の違反を認定した。

97/93事件²⁹では、ボツワナの市民権を有していた通報者に対し、ボツワナ政府は通報者の市民権を否定し、不法移民として南アフリカに追放した。通報者は南アフリカの市民権を有しておらず、ボツワナに何度か入国しその度に追放され、結果としてボツワナとボプータツワナ（黒人居住区）の間にある“*No Man's Land*”と呼ばれる場所で暮らすことを余儀なくされた。通報者によれば、これは彼が野党の創設者であり指導者であることによるものであり、また国外退去に基づき資産などを没収され、経済的に困窮していると主張している³⁰。委員会は国籍の要件を定めたボツワナ憲

25 *Ibid.*, paras. 9-13.

26 *Ibid.*, para. 17.

27 *Ibid.*, paras. 19-20.

28 *Ibid.*, para. 18.

29 Communication No. 97/93: *John K. Modise v. Botswana* (2000).

30 *Ibid.*, para. 1-7.

法規定が通報者には適用されておらず、そのような市民権の否定が憲章第3条2項及び第5条に違反すると認定した³¹。さらに、追放措置により財産が押収されたり家族からの支援を受けられなかったことにより第18条1項の違反³²、同じく追放措置により自由な移動が阻害されたとして第12条違反³³、国外退去に伴う財産の没収及びそれによる経済的困窮について第14条の違反³⁴、出生によらず帰化による市民権の取得により公的な地位への就任権を制約したことにより第13条2項の違反を認定した³⁵。

3) その他

241/01事件³⁶は、ガンビアにおける精神障害者に対する処遇の問題を提起したものである。ガンビア国内法である精神障害者法（Lunatics Detention Act）は、精神障害があると診断された者を病院内の施設にて収容することができる旨規定していた。しかしながら、同法下では診断結果の見直しや収容の決定に対する異議申し立てができないことや選挙権などが制限されることなどを理由として、バンジュール憲章違反が申し立てられた。受理可能性段階において、ガンビア政府は同法に基づいて診断結果や収容の決定に対する法的救済措置がないことは認めつつも、不法行為法や憲法裁判所への争訟が可能であるとして、国内救済が可能であったと主張した³⁷。委員会はこれに対して、国内救済手段はあるとしても本件で問題となっている精神障害者が司法的救済を求める際に、資金や人材などの支援を法的に受けることができないことを問題視し、そのような場合に

31 *Ibid.*, para. 88.

32 *Ibid.*, para. 92.

33 *Ibid.*, para. 93.

34 *Ibid.*, para. 94.

35 *Ibid.*, para. 96.

36 Communication No. 241/01: *Purohit and Moore v. The Gambia* (2001).

37 *Ibid.*, paras. 28-29.

は救済手段は現実的ではないとしてこれを認めず、本件を受理可能であるとした³⁸。

第2条及び第3条に関して、通報者はガンビア国内法により「精神障害」とされた者が自動的かつ無期限に収容されることは、憲章第2条及び第3条の趣旨に反すること、また精神疾患が障害である限りにおいて当該措置が障害に基づく差別であると主張した³⁹。ガンビア政府は、受理可能性段階で主張したように法的な救済がありうることを主張したが、委員会はかかる救済措置が実際には法的援助などが無い状態では困難であることを重視し、そのような状況は差別禁止あるいは法の平等な適用の基準を満たすものではないとして違反を認定している⁴⁰。

253/02事件⁴¹は、コンゴ共和国内での動乱により被害を受けた個人による通報である。通報者は国内の裁判所で国及び地方当局に対する賠償命令の判決を得たが、同国の経済財政予算省は明確な理由を付すことなく当該判決の履行を拒否した⁴²。このことが憲章第2条、第3条、第21条2項に違反するとして申立を行ったものである⁴³。

委員会は第2条違反の申立について、同条がヨーロッパ人権条約第14条と同様に、憲章により保障された権利及び自由の享受に影響を及ぼすような差別を禁止する旨であることを確認する⁴⁴。しかしながら通報者が申し

38 *Ibid.*, paras. 33-38.

本案段階においても、上述の状況の他精神障害があるかどうかの診断を専門医ではなく医師であれば誰でも行えることから、診断が誤ったものである可能性がありうることなどを重視し、第7条の違反を認定している (paras. 71-72.)。

39 *Ibid.*, paras. 44-45.

40 *Ibid.*, paras. 50-54.

41 Communication No. 253/02: *Antoine Bissangou v. Republic of Congo* (2006).

42 *Ibid.*, paras. 1-4.

43 *Ibid.*, para. 5.

44 *Ibid.*, para. 69.

立てる行為により憲章上保障されている権利の享受について、どのような差別があったについて立証していないと指摘し、第2条の違反を認定しなかった⁴⁵。

しかしながら委員会は、第3条が第2条とは別個に法の下での平等及び法による平等な保護が規定されていると指摘する⁴⁶。委員会によれば、権力あるいは法により付与された判決を差別的に行使することは、第3条に違反することになる⁴⁷。本件においては、コンゴ当局が既判力のある判決の履行を特段の理由も付すことなく拒否していることから、委員会は当該行為により通報者は他の市民に与えられている法の保護を恣意的に奪われているとして第3条違反を認定した⁴⁸。またこれに関連して、通報者は主張していないが第7条の違反が存在すると指摘している。委員会によれば、ヨーロッパ人権裁判所の判断と同様に第7条の裁判所へのアクセスの権利には、判決の履行が含まれる⁴⁹。このことから、第3条及び第7条の違反を認定している。また後に検討するように、判決の履行の拒否が第14条違反になるとも指摘している。

2 財産権

バンジュール憲章第14条は財産権につき規定している。第14条に関連する通報では、様々な侵害行為により財産が差し押さえられたり、自己の有する財産へのアクセスが侵害されたりしたことを第14条違反と認定する事例が見られる。また、一部の事例では財産権を住居に対する権利に接近させて住居などに対する不法な侵害を受けない権利として理解している。

45 *Ibid.*

46 *Ibid.*, para. 70.

47 *Ibid.*, para. 71.

48 *Ibid.*, para. 72.

49 *Ibid.*, para. 75.

1) 表現の自由との関連での財産権侵害の事例

140/94他事件⁵⁰は、ナイジェリアにおける新聞の発行禁止処分及び度重なる施設の封鎖について、当該行為の憲章違反を申し立てているものである⁵¹。新聞社の側はナイジェリア国内での司法手続きを行い、新聞社に有利な判決を得た。しかし判決の後施設は解放されたが、数週間後には公安当局は再び施設を占拠し、かつ判決によって認められた損害賠償の支払いもなされていない⁵²。本件に関してナイジェリア政府は口頭で、新聞社の閉鎖などを命じた政令が「特別な事情」に鑑みて必要であったこと、またかかる状況によりナイジェリア憲法上の規定から逸脱していたことを主張した⁵³。

委員会は、表現の自由（第9条）の違反を認定した後、第14条についても判断を行っている。財産権は自己の財産へのアクセスの権利を含み、また自己の財産が侵害されない権利を含むと判断している⁵⁴。第14条は「公共の必要のためにまたは社会の一般的な利益のため」に「関連法律に従って」侵害することができるとして、財産権の制約を認めている。しかしながら委員会は本件に関して、新聞社の施設の封鎖や発行禁止は適切なものでもなく、公共の利益や共同体一般の利益のためであるとも言えないとし

50 Communication Nos. 140/94, 141/94, 145/95: *Constitutional Rights Project, Civil Liberties Organisation and Media Rights Agenda v. Nigeria* (1999).

51 *Ibid.*, paras. 1, 4, 7.

52 *Ibid.*, paras. 11-12.

53 *Ibid.*, para. 14.

また本件通報に関して、ナイジェリアに委員会は手続規則に基づきミッションを派遣している (*Ibid.*, para. 23)。本件を含めナイジェリアに対する通報では、ナイジェリア国内で政令に基づく処分などについて裁判所の管轄を排除する条項 (“ouster” clause) があった。このため、受理可能性段階においてこれらの政令の存在により、国内救済措置が存在せず、実効的ではないとして受理可能であると判断されている (paras. 27-31.)。

54 *Ibid.*, para. 54.

て、第14条違反を認定している⁵⁵。

225/98事件⁵⁶は、ナイジェリアにおける人権NGOの事務所に対するナイジェリア政府による家宅捜索と物品の押収に関する通報であった⁵⁷。ナイジェリア政府はこの通報について、全く反論を行っていないことから、委員会は、当該捜索や物品の押収は第14条にいう「一般の必要」や「公共の利益」という条件を満たしていないとして、第14条違反を認定している⁵⁸。

2) 国外追放との関連

97/93事件（上述1、2）参照⁵⁹では、ボツワナ政府による恣意的な追放措置によりボツワナ国内にある通報者の財産が押収されたり、家族からの支援を受けられなかったりしたことにより第14条の違反が認定されている。

委員会は54/91他事件（前掲1、1）参照⁶⁰では第14条の侵害について、黒人に対する土地や住居の強奪や強制収容、そしてその結果彼らを外国に向かうように強いた行為が第14条違反であると認定している⁶¹。また同様の事実に基づき第12条1項（移動及び居住の自由）の違反が認定されている⁶²。

55 *Ibid.*

cf., Communication Nos. 105/93, 128/94, 130/94 and 152/96: *Media Rights Agenda and Others v. Nigeria* (1998).

56 Communication No. 225/98: *Huri-Laws v. Nigeria* (2000).

57 *Ibid.*, paras. 14-15.

58 *Ibid.*, para. 53.

59 Communication No. 97/93, *supra* note 29.

60 Communication Nos. 54/91 et al., *supra* note 16.

61 *Ibid.*, para. 128.

62 *Ibid.*, para. 126.

3) 住居に対する侵害

155/96事件⁶³は、ナイジェリアのオゴニランドで行われていた石油採掘事業に関連して提起されたものである。具体的には、ナイジェリア政府が地域の環境や住民の健康を考慮せず適切な被害防止措置をとらなかったこと、政府が石油採掘企業の人権侵害を防止するどころかそれに協力していること、また現地住民や石油採掘に反対する活動家に対する攻撃に関与し、適切な調査も行われていないことなどを理由として、憲章第2条、第4条、第14条、第16条、第18条1項、第21条及び第24条の違反を申し立てたものである⁶⁴。なお、本件における受理可能性については、国内救済が尽くされているかどうかの問題となったが、ナイジェリア政府から何らの回答が得られなかったため、通報者の提供した事実に基づいて決定を下すという先例が援用された⁶⁵。

委員会は、住居に対する権利について第14条及び第18条1項の観点から検討している。憲章は住居に対する権利を明示的には規定していないものの、委員会は第14条の財産権及び第16条及び第18条1項から、住居の恣意的な破壊は禁じられるとして、黙示的に住居に対する権利を認め、ナイジェリア政府はこれに明白に違反していると判断した⁶⁶。また、住居に対する権利の締約国による「保護」の義務の一側面として、強制退去に対

63 Communication No. 155/96: *The social and Economic Rights Action Center and the Center for Economic and Social Rights v. Nigeria* (2001).

cf., Shelton, D., "International Decisions, Decision Regarding Communication 155/96," *American Journal of International Law*, Vol. 96, 2002, p. 937 ; Coomans, F., "The *Ogoni* case before the African Commission on Human and Peoples' Rights," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 52, 2003, pp. 749-760 ; 申、前掲論文 (注13)、103-123頁。

64 Communication No. 155/96, *supra* note 63, para. 10.

65 *Ibid.*, para. 40.

66 *Ibid.*, para. 60.

する保護の権利として立ち現れると委員会は指摘している⁶⁷。ここで委員会は社会権規約の一般的意見4を援用し、住居の所有権が保障され、強制退去や嫌がらせあるいは他の脅威から保護されるべきであると述べている⁶⁸。このことから委員会は、ナイジェリア政府の行為は明らかに、オゴニの人々が集団的権利として有している、強制退去から保護される権利を侵害したとした⁶⁹。

4) その他

253/02事件（前掲1、3）参照⁷⁰では、通報者が主張はしていないものの第14条の観点から検討が行われている。第14条の財産権の射程は、ヨーロッパ人権条約第1議定書第1条と同様に、既判力を有する判決により与えられる金銭的補償も財産と見なされる⁷¹。本件はそのような判決の履行を不当に拒否されたものであり、第14条違反の違反が認定されている⁷²。

他方、上に見たような事例に類似しているものの、財産権が判断されていない事例も見られる。25/89他事件⁷³では、ザイル（当時）におけるエホバの証言信者に対する迫害が申し立ての対象となっている。そこでは、信者に対する恣意的な逮捕、教会の財産の収用、教育施設へのアクセスの排除などが申し立てられている⁷⁴。これについて委員会は、信者に対

67 *Ibid.*, para. 63.

68 *Ibid.*

この文脈において委員会は、強制退去の定義として社会権規約委員会の一般的意見7を引用している。

69 *Ibid.*, para. 64.

70 Communication No. 253/02, *supra* note 41.

71 *Ibid.*, para. 76.

72 *Ibid.*

73 Communication Nos. 25/89, 47/90, 56/91, 100/93: *Free Legal Assistance Group and Others v. Zaire* (1995).

74 *Ibid.*, para. 3.

する迫害行為を専ら第8条（良心および信教の自由）の観点から検討し、ザイル政府が信仰の実践が法や秩序に対する脅威であることを示していないとしてザイル政府の第8条違反を認定し、さらに信者に対する恣意的な逮捕については併せて第6条の違反を認定している⁷⁵。他方で、教会の建物などの施設の収容については第14条の観点からの検討を行っていない。これは他の事例では積極的に違反を認定しているのとは対照的であると言える。

3 労働の権利

39/90事件⁷⁶は、兄弟（クーデータ未遂の容疑者）を匿ったことにより拘束され、後に恩赦を受けた元判事が被害者である。彼は罪状を告げられることもなく拘禁され、正式な裁判を受けることなく長期間拘禁生活を送っていた⁷⁷。カメルーンの恩赦法によれば、恩赦を受けたもので公的な立場にあったものはその職に復帰するとの規定があったが、被害者にはこれが適用されなかった。

委員会は、拘禁につき第6条及び第7条の違反を認定した後、第15条について検討している。委員会によれば、恩赦法により同様の立場にある他の者は復職できたにもかかわらず、被害者を元の職に復帰させないことにより、カメルーンは第15条に違反したと判断した⁷⁸。

75 *Ibid.*, para. 45.

76 Communication No. 39/90: *Annette Pagnouille (on behalf of Abdoulaye Mazou) v. Cameroon* (1997).

77 *Ibid.*, p.1.

78 *Ibid.*, p. 3.

4 健康に対する権利

25/89他事件（前掲2、4）参照⁷⁹では、ザイールにおける様々な人権侵害が申立の対象となっている（拷問、恣意的な逮捕拘禁、教会の財産の収用など）。健康に関する権利との関連では、公的資金が十分に運営されておらず、そのために以下のようなことが違反として主張されている。すなわち、①基礎的サービスの提供がなされておらず、これが品位を傷つける行為であること、②医薬品が不足していること、③大学や中等教育機関が2年間もの間閉鎖されていること、である⁸⁰。本件に関しては委員会によるミッション派遣の要請や、通報に対する返答などが一切無く⁸¹、委員会は、①及び②については第16条（健康を享受する権利）違反を認定し、③については第17条（教育に対する権利）違反を認定した⁸²。

54/91他事件（前掲1、1）および2、2）参照⁸³では、第16条について、申し立てられている事態が収容施設で生じていることから、委員会は国家の側の責任が明白であるとしている⁸⁴。囚人の健康状態は適切な衛生施設や毛布などの衣類が十分でなかったことにより、一般的に悪化し、中には死者が出たことにより、モーリタニア政府はこのような状態に対し直接に責任を有するとして第16条違反を認定した⁸⁵。

137/94他事件⁸⁶は、ナイジェリアにおける少数民族であるオゴニ族の複数の活動家の逮捕拘禁に関するものである。被害者たちは、オゴニ族の指

79 Communication Nos. 25/89 et al., *supra* note 73.

80 *Ibid.*, para. 4.

81 *Ibid.*, paras. 6, 40.

82 *Ibid.*, paras. 48-49.

83 Communication Nos. 54/91 et al., *supra* note 16.

84 *Ibid.*, para. 122.

85 *Ibid.*

86 Communication Nos. 137/94, 139/94, 154/96 and 161/97: *International PEN and Others v. Nigeria* (1998).

導者が殺害された翌日に逮捕され、拘禁中に殴打されるなどした。また収容施設では弁護士へのアクセスや被害者の一人が常用していた薬の投与も拒否された。被害者の一人は裁判の結果死刑判決を受け死刑が執行された⁸⁷。通報の対象となった個人が死亡してしまったことにより、国内救済を与えることができないことは明白であるとして、委員会は受理可能性を認めた。

委員会は、本案段階において逮捕拘禁に関して様々な規定での違反を認定した後、第16条について述べている。それによれば、個人が拘束され当該個人の健康状態が当局の行為に完全に依存するような状況では、政府の責任の程度が高まる⁸⁸。被害者が医師による治療を要求したにも関わらずそれを拒否したことで、被害者の生命を危険にしたことにより、第16条の違反を認定している⁸⁹。

241/01事件(前述1、3)参照⁹⁰は、ガンビアにおける精神障害者に対する処遇について、第16条及び第18条4項の違反が提起されたものである。委員会は、健康への権利の規範内容として、医療機関への権利及び

87 *Ibid.*, paras. 1-11.

なお本件に関しては、被害者達に死刑が宣告されたことを受けて、通報者は委員会に追加情報を提供し、死刑執行を行わないよう要請する仮保全措置を採択することを求めた。委員会事務局は、委員会の手続規則111を援用した口上書をナイジェリア外務省にファックスで送信し、本件について検討するまでの間死刑を執行しないように要請した。ただしナイジェリア側からの返答はなく、死刑は執行されている (*Ibid.*, paras. 8-9)。

これに関しては、委員会は本案段階で次のように述べている。手続規則111に定める仮保全措置が、通報者に回復不能な損害を与えることを防止することを目的としていることから、手続規則111を援用しながら死刑を執行したことは、この重要なルールの目的を損ねることになる (*Ibid.*, para. 114)。このことから、第1条の違反を宣言している。

88 *Ibid.*, para. 112.

89 *Ibid.*, para. 112.

90 Communication No. 241/01, *supra* note 36.

いかなる差別もなしにすべての者に保障される物やサービスに対するアクセスの権利を挙げている⁹¹。また、精神障害者に対する保護の必要性を憲章第18条4項及び国連総会で採択された「精神障害者の保護、精神障害の改善及び精神的ヘルスケアの改善のための原則（United Nations Principles for the Protection of Persons with Mental Illness and the Improvement of Mental Illnesses and the Improvement of Mental Health Care）⁹²」に依拠しつつ述べている⁹³。上記原則は精神障害における診察・処遇・リハビリの3つの側面における到達可能な最高水準について述べており、委員会によれば、それに鑑みるとガンビア国内法は治療の側面が欠けており、第16条及び第18条4項の要求を満たしていないとしている⁹⁴。

155/96事件（前掲2、3）参照⁹⁵では、通報者はナイジェリア政府及び企業による環境汚染によってオゴニの人々の健康が損なわれたと主張し、健康に対する権利（第16条）及び環境に対する権利（第24条）の違反が検討されている。

91 *Ibid.*, para 80.

92 *U.N. Doc.*, A/46/49 (1991).

93 Communication No. 241/01, *supra* note 36, para. 83.

94 *Ibid.*, para. 83.

他方、委員会は多くのアフリカ諸国が、貧困により健康の権利を提供できていない現状についても認識をしている。そこで、以下のように述べて、そのような場合においてもとるべき措置について述べている。

the African Commission would like to read into Article 16 the obligation on part of States party to the African Charter to take concrete and targeted steps, while taking full advantage of its available resources, to ensure that the right to health is fully realised in all its aspects without discrimination of any kind. (*Ibid.*, para. 84.)

これは、社会権規約委員会が³、即時実施の義務として差別なく権利が認められることを求めていたり、同じく即時の義務として行動計画の策定を求めている点とも合致する。cf., CESCR General Comment Nos. 3 and 14.

95 Communication No. 155/96, *supra* note 63.

委員会によれば、これらの規定は環境が個人の生活の質及び個人の安全に影響する限りにおいて、環境が社会権と密接に関連している⁹⁶。第24条は国家に対して環境汚染を防止するための合理的な措置をとることを求めており、これは社会権規約第12条が環境衛生及び産業衛生の改善のための措置をとることを求めているのと同様である⁹⁷。このことから、委員会は少なくとも環境に対する影響の科学的調査を認めるべきであり、政府の治安部隊は村や家々を襲撃し、放火し破壊するといった行為を直接行ったと認め、これらの違反を認定した⁹⁸。ここでは、良好な環境を享受する権利を「尊重」する義務の観点から検討がなされたと言える。

上記の議論と同様に、食糧に対する権利はバンジュール憲章には明文規定がないが、通報者はこれが第4条、第16条、第22条などの規定に内在するものであると主張した⁹⁹。ここでは「尊重」の義務違反としての食糧資源の破壊、「保護」の義務違反としての私企業による食糧資源の破壊の容認、さらに「充足」の義務違反として住民の食糧供給を妨げたことによる違反を認定した¹⁰⁰。

5 教育に対する権利

25/89他事件（前述2、4）及び4参照¹⁰¹では、前述の通り様々な申立の一つとして公的資金の運営が不十分なために、大学や中等教育機関がザイール国内において2年間以上閉鎖されていることが指摘されている¹⁰²。

96 *Ibid.*, para. 51.

97 *Ibid.*, para. 52.

98 *Ibid.*, para. 55.

99 *Ibid.*, para. 64.

100 *Ibid.*, paras. 65-66.

101 Communication Nos. 25/89 et al., *supra* note 73.

102 *Ibid.*, para. 4.

委員会はこれについて通報の相手国であるザイールが応答していないことを踏まえ、大学等の閉鎖が第17条違反であると認定している¹⁰³。

他方、第17条に関しては違反が認定されていない事例も見られる。

54/91他事件（前掲1、1）・2、2）及び4参照¹⁰⁴では、第17条（教育に対する権利）について奴隷制の存在あるいは元奴隷の地位の問題を指摘している。通報によれば、ムーア人の家で奴隷として仕えている黒人が10万人以上おり、自由の身となった者の多くも二級市民として扱われているという。彼らの多くは自らの言葉を話す権利を有していない¹⁰⁵。この点について、第17条の観点から委員会は言葉は文化行動の不可分の一部をなすことを認め、言葉を奪うことによって共同体やその活動に参加することを剥奪することがアイデンティティを奪うことになる旨を指摘する¹⁰⁶。しかしながら本件においては、黒人が自らの言語を話すことを政府が否定しているという点について通報者の側が十分な証拠を示しておらず、第17条違反を認定する十分な基礎を提供していないとされ、違反の認定はされなかった¹⁰⁷。

同様に第17条の違反が認定されなかった事例として挙げられるのが、157/96事件である¹⁰⁸。本件は、ブルンジにおいて民主的に選ばれた政府がクーデターによって退役軍人らが組織する政府により転覆されたことに端を発する。ブルンジを含む五大湖地域（Great Lakes region）の諸国〔コンゴ民主共和国、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ〕は、これに

103 *Ibid.*, para. 48.

104 Communication Nos. 54/91 et al., *supra* note 16.

105 *Ibid.*, para. 26.

106 *Ibid.*, para. 137.

107 *Ibid.*

108 Communication No. 157/96: *Association Pour la Sauvegarde de la Paix au Burundi v. Kenya, Rwanda, Tanzania, Uganda, Zaire and Zambia* (2003).

懸念を有し1996年7月31日にブルンジに対する禁輸措置を決議した¹⁰⁹。この内容は国際連合安全保障理事会およびアフリカ統一機構(OAU)首脳会議のいずれにおいても支持された¹¹⁰。本件通報を提起したNGOは、この禁輸措置によって重要な学校教材のブルンジへの輸入ができなくなったことを憲章第17条違反であると主張した¹¹¹。これに対して通報の相手方の一つであるザンビアは、経済制裁が軍事政権に圧力をかけることで非憲法的な政権交代を終わらせ、憲法上の合法性や議会制度などを再開させ、同国における平和と安定を再び作り出すことを目的としていると述べる¹¹²。経済制裁は、国連の制裁委員会の監視下で、乳幼児の食糧や医薬品などの必需品については国連諸機関を通じてのブルンジへの輸出を認めていることから、経済制裁がバンジュール憲章の違反とはならないと主張した¹¹³。タンザニアも同様に、教育分野は1996年の決定においても制裁の対象となっていないと主張している¹¹⁴。

委員会はまず、問題となっている制裁措置が地域的組織によって行われた集団的行為であり、関係国によってとられた措置についても違反は存在しないと述べる¹¹⁵。委員会はまた、当該行為の正当性を確認するものとして、当該制裁措置が過度なものであったり均衡を失するようなものであつ

109 *Ibid.*, para. 2.

110 *Ibid.*

cf., Security Council Resolution 1072 (1996) ; AHG/res257 (XXXII) 1996, RESOLUTION ON BURUNDI.

111 Communication No. 157/96, *supra* note 108, para. 3.

112 *Ibid.*, para. 14.

113 *Ibid.*, paras. 18-19.

114 *Ibid.*, para. 24.

115 *Ibid.*, paras. 71-72.

経済制裁と人権の関係については、社会権規約委員会の一般的意見8がこれを取り扱っている。

たり、無差別的なものであるかどうかを検討する¹¹⁶。制裁措置は対象を定めたものであり無差別的ではなく¹¹⁷、制裁それ自身が目的ではない¹¹⁸などのことから、委員会は結論として通報により申し立てられたような違反は存在しないと結論づけた。

6 家族の保護・保護の必要のある人に対する措置

第18条の家族の保護に関しては、国外追放措置との関連で他の実体規定と併せて第18条の違反が認定される事例が見られる。

例えば、159/96事件（前掲1、2）参照¹¹⁹では、委員会は被害者を国外に追放したこと、そしてそれにより被害者のいくらかが家族と分離させられたことにより、アンゴラ政府の違反が認定されている¹²⁰。

212/98事件¹²¹は、複数のザンビアの野党指導者の国外追放措置（強制的な国外追放）に端を発するものである。彼らは隣国のマラウイに追放されたが、そこで彼らがマラウイ市民でないことが確認されている。彼らは当該措置が政治的動機に基づくものであり、また民族集団及び社会的出身に基づく差別であると主張した¹²²。委員会は、第2条に関して、ザンビアが彼らを強制的に国外追放にしたことにより、ザンビアの管轄下にある全ての者に対してアフリカ人権憲章で認められる権利を享受する権利を侵害したと認定した。本件における市民権の恣意的な剥奪は正当化できないもの

116 *Ibid.*, para. 75.

117 *Ibid.*, para. 76.

118 *Ibid.*, para. 77.

119 Communication No. 159/96, *supra* note 24.

120 *Ibid.*, para. 17.

121 Communication No. 212/98: *Amnesty International v. Zambia* (1999).

122 *Ibid.*, paras. 1-12.

であるとしている¹²³。さらに、第18条に関連して国外追放は家族の連帯を断ち切り、同条に規定する家族を保護し支援する義務を怠っていると判断した¹²⁴。

本件と同様に、国外追放により家族とのつながりを断ち切られたことが第18条違反と認定された事例としては、97/93事件¹²⁵（上述1、2）及び2、2）参照）がある。

拘禁との関連で第18条違反が認定されたのが、54/91他事件（前掲1、1）・2、2）及び4、5参照）¹²⁶である。本件では、公判前並びに公判中も独居房に拘禁収容され、弁護士や家族との接見も全く許可されなかったことが問題となった。委員会はこのことが家族への権利を奪うものであるとして第18条の違反を認定した¹²⁷。

同様の事例としては、143/95事件¹²⁸がある。これは140/94他事件（前掲2、1）参照）に関連する事例である。ナイジェリア国内において政令により人身保護令状（*habeas corpus*）に関する裁判所の管轄が制限されたことにより、多くの人権活動家や民主化運動の活動家が裁判を受けることなく拘禁中され、外部との交通も遮断されたことについて、バンジュール憲章の違反を申し立てたものである¹²⁹。委員会は、弁護士との接見が認められなかったことについて第7条違反を認定すると同時に、家族との連絡ができなくなったことについて第18条違反を認定している¹³⁰。

123 *Ibid.*, para. 52.

124 *Ibid.*, para. 59.

125 Communication No. 97/93, *supra* note 29.

126 Communication Nos. 54/91 et al., *supra* note 16.

127 *Ibid.*, para. 124.

128 Communication Nos. 143/95 and 150/96: *Constitutional Rights Project and Civil Liberties Organisation v. Nigeria* (1999).

129 *Ibid.*, para. 1.

130 *Ibid.*, para. 29.

7 集団的権利

1) 人民の平等・発展の権利

279/03事件¹³¹では、後述の第22条の議論との関連で、集団的権利の主体としての「人民」の位置づけや第19条の規範内容についての議論が見られる。本件は、スーダン南部（ダルフル地方）の3つの主要な部族に対する政府もしくは政府の支援を受けた民兵組織による大規模人権侵害行為に関するものである。委員会は「人民の権利」を解釈するに際して、この概念が非常に流動的であることを認めている¹³²。第19条はすべての人民の平等を規定する。この権利は外部からの侵攻や抑圧、植民地化に対してのみ主張されうるとの学説もあるが、委員会の見解これとは異なりアフリカの人及び人民の権利を内外からの不当な扱いから保護するために憲章が作られたと指摘する¹³³。その点において、第19条は人種・エスニシティ・宗教・他の社会的出身に関わらずあらゆる人の個人及び人民の権利を保護しており、第2条及び第19条はその点で明確な規定である¹³⁴。本件において、集団としてのダルフルの人々は第19条にいう「人民」であると委員会は認めている。第22条の違反の主張の背景にあるのは同地域の低開発によるものであるという。委員会によれば、ダルフルの人民が平等な取り扱いを要請したにもかかわらず、スーダン政府は彼らを武力攻撃の対象とし、さらに周縁に追いやる方向に向かってしまった¹³⁵。当該攻撃は政府のみならず民兵によっても行われ、ダルフルの人々の経済的社会的及び文化的権利やその他の権利を大規模に侵害した。これらの点から、委員

131 Communication No. 279/03: *Sudan Human Rights Organisation and Another v. Sudan* (2009).

132 *Ibid.*, para. 220.

133 *Ibid.*, para. 222.

134 *Ibid.*, para. 223.

135 *Ibid.*, para. 223.

会は第22条の違反を認定している¹³⁶。

2) 富及び天然資源の処分権

バンジュール憲章第21条は、人民の富及び天然資源を自由に処分する権利を定めている。

155/96事件（前掲2、3）及び4参照¹³⁷では、既述の通り良好な環境に対する権利及び健康に対する権利との関連で第21条が議論の対象となっている。また、通報者は石油の産出について影響を受けるオゴニ族の人々を決定に参画させず、石油から生じる利益を与えなかったことが第21条違反であると主張した¹³⁸。本件について委員会は、バンジュール憲章上の国家の義務が私人による権利侵害からの実効的な保護にも及ぶことを確認した上で、ナイジェリア政府が企業による人権侵害を容易たらしめたこと、そしてそれにより原住民であるオゴニ族の健康に多大な影響を与えることになった。これらのことから、委員会は第21条の違反を認定している¹³⁹。

他方、第21条の違反が認められなかった事例として、253/02事件（前掲1、3）・2、4）及び4参照¹⁴⁰がある。本件では通報者が第21条2項の違反を主張した。委員会によれば、第19条から第24条に規定する集団的権利の主体である「人民」という概念の定義はバンジュール憲章には定められていない¹⁴¹。しかしながら委員会は、155/96事件で述べられた内容を踏まえ、第21条は強奪の際の資産の適切な補償や回復を求める権利を

136 *Ibid.*, paras. 224-225.

137 Communication No. 155/96, *supra* note 63.

138 *Ibid.*, para. 55.

139 *Ibid.*, paras. 57-58.

140 Communication No. 253/02, *supra* note 36.

141 *Ibid.*, para. 80.

有する、人民の排他的利益を表すものであると指摘する¹⁴²。ただし本件で問題となっているのはそのような集団的な性質を有する、人民の富及び天然資源ではなくあくまでも個人の資産に対する侵害であるので、第21条に基づく違反は認定されなかった¹⁴³。

IV 理論的検討

1 社会権の保障態様

上記Ⅲにおける事例分析からも分かるように、バンジュール憲章の個人通報制度では、様々な局面における社会権の侵害に関する主張が見られる。また、社会権そのものを正面から扱う事例だけでなく、自由権の侵害の一側面として社会権の侵害が認定されている事例も見られることが分かる。これは、一つの事態に関して多面的な観点から検討を行っているアメリカ人権委員会の姿勢とも一致する。例えば、健康に対する権利については拘禁施設における衛生状態の問題点は拘禁に関連する人身の自由や裁判を受ける権利と併せて議論されている事例が散見された。同様に、財産権の侵害や労働に対する権利についても、表現の自由などの自由権に付随するものとして議論されていた。同様に、家族の権利については拘禁あるいは国外追放措置による家族の分離という点から議論されているものが見られた。

ただしこれらのことは、社会権が自由権に従属するということを意味するものではない。数は少ないものの、社会権について正面から議論されている事例があることからしても、今後これらの規範内容がどのように事例において解釈されていくかに注目すべきであろう。

142 *Ibid.*, para. 81.

143 *Ibid.*, para. 82.

この点に関連して注目すべきことは、アフリカ人権委員会が憲章上の規定を解釈するにあたって、非常に柔軟な姿勢を見せていることである。具体的には、第一に憲章上明文規定のない権利についても、複数の規定を根拠にそれを認めている。第二に、大規模人権侵害についても自由権のみならず社会権の侵害を積極的に認めている。さらに第三に、社会権に関連する集団的権利についてもこれを積極的に認め人権の実効性を確保しようとしている¹⁴⁴。委員会のこのような積極的な姿勢や解釈方法は、憲章の文言上社会権についても自由権と比べて権利の実現の義務に差がないことと相俟って、社会権の国際的実施において非常に興味深いものである。

このような委員会の柔軟な姿勢は、憲章上の権利内容や義務の内実を導く際に、憲章のみならず他の国際的人権文書における議論を参照していることにも見られる。これは、憲章第60条及び第61条に根拠づけられていることではあるが、アフリカ人権委員会は現在までの国際的人権保障における多くの議論を基礎として、憲章の実効性を確保しようとしていると言える。例えば、一部の規定についてはヨーロッパ人権条約の解釈を取り入れ、それに基づいて憲章上の権利の規範内容を導き出している。憲章第7条(裁判を受ける権利)の解釈について、ヨーロッパ人権条約第6条の解釈から「判決の迅速な履行を求める権利」がこれに含まれることを示していたり、憲章第14条(財産権)についてもヨーロッパ人権条約第1議定書第1条の解釈から「自分の有する財産へのアクセスを侵害されない権利」をその内実を含んでいることを示している¹⁴⁵。また、差別禁止原則及び法の下の平等については、ヨーロッパ人権条約における解釈に止まらず、自

144 Coomans, *supra* note 63, p. 757.

145 なおヨーロッパ人権条約では、財産権を根拠として社会保障に対する権利が一部条約上の権利として判例上認められてきている。この際に「財産」は広い意味を有することになるが、このような「財産」の解釈は米州人権裁判所においても認められている。米州人権委員会及び米州人権裁判所による社会権の保障については、稿を改めて今後論じる予定である。

由権規約における解釈が取り入れられていると指摘される。同様に、特に社会権に関する事例においては社会権規約委員会の一般的意見を参照することで、権利の規範的内容やそれに基づく国家の義務について検討している。この点については、他の国際的人権条約の動向を取り入れながらアフリカに独自の規定がどのように解釈されていくかも、今後注目すべきところであろう。

このように、アフリカ人権委員会は憲章上の規定の不十分なところを補いながら、憲章上の権利を可能な限り実効的なものとして解し、積極的な役割を果たしていると言うことができる。他方で、アフリカにおいては政治的混乱あるいは経済的状况により多くの人権侵害が生じているのも事実である。本稿での事例分析からも明らかなように、大規模人権侵害の事例も多く、その対象は社会権に留まるものではない。また、通報の中には通報の対象となった締約国が全く応答しない事例も少なくない。そのような場合でも、委員会は通報の申し立て内容に基づいて違反を認定しているものの、当然のことながら通報のフォローアップなどで大きな障害を抱えていることは否めない。

その意味で、バンジュール人権憲章における社会権の保障は、まだ緒に就いたばかりであると言えよう。確かに社会権に関する違反が認定されていたりそれらの条項についての判断が示されている事例は少なくはない。しかしながら、それぞれの事態について違反であるという結論のみがあり、なぜそのような結論になるのかあるいはどのような規範的内容を有しているのかなどという説明が見られない通報も散見されることから、今後はさらなる規範内容の明確化が望まれるところである。これに関しては、IIでも述べたように国家報告ガイドラインによる内容の整備や、委員会における解釈の指針としての委員会による決議の蓄積が期待される。同様の取り組みは、社会権規約における社会権規約委員会の一般的意見の蓄積による規範事項の精緻化でも見られるものであり、アフリカ人権委員会の取り組みが何らかの形で明文化されることが望まれるところであろう。

2 条約上の国家の義務

155/96事件では、社会権規約委員会において議論されてきた内容を踏まえ、人権条約上の国家の義務について検討を加えている¹⁴⁶。それによると、国家の人権条約上の義務は尊重の義務、保護の義務、促進の義務、そして充足の義務に分類され、憲章上の権利についてはこれらの義務が重層的に存在していることになる。同事件では、申し立てられている憲章上の権利侵害に関して、それぞれの規定における義務内容を明らかにした上で、ナイジェリア政府がそれらの義務に違反したことを明らかにしている。

また、同事件では第21条の検討において74/92事件を引き合いに出しながら国家の一般的な人権保障義務を論じている¹⁴⁷。それによると、憲章第1条に基づき、国家は適切な立法やその執行によってその管轄の下にある市民を保護する義務を有するのみならず、私人によって行われる権利侵害行為から市民を効果的に保護する義務をも有すると解されている¹⁴⁸。155/96事件の同じパラグラフでは米州人権裁判所の*Velásquez Rodríguez v. Honduras*事件判決¹⁴⁹及びヨーロッパ人権裁判所の*X and Y v. Netherlands*事件判決¹⁵⁰を引用していることから、アフリカ人権委員会は国家の人権保障義務としていわゆる「積極的義務」を念頭に置き、国家自らが人権侵害を行わない義務（尊重の義務）だけでなく、私人を含む第三者による権利侵害から個人を保護する義務（保護の義務）を負っていると解していると

146 Communication No. 155/96, *supra* note 24, paras. 43-48.

申、前掲論文（注13）、111-112頁。

147 Communication No. 155/96, *supra* note 24, para. 57.

148 Communication No. 74/92: *Union des Jeunes Avocats v. Chad* (1995), para. 20.

149 Inter-American Court of Human Rights, *Velásquez Rodriguez Case*, Judgment of 19 July 1988, Series C, No. 4.

150 European Court of Human Rights, *X and Y v. the Netherlands*, Judgment of 26 March 1985, application no. 8978/80, Ser. A. No. 32.

思われる。

このように、アフリカ人権委員会は憲章上の国家の義務について多面的な義務の存在を認め、それぞれの場面における国家の義務を同定しようとしている。このような国家の義務の理解は、同事件で引用されているEideの議論などを受けており、国際的に確立したものと合致する¹⁵¹。このような理解を基礎に、委員会は155/96事件をはじめとした多くの事件において締約国の義務違反を積極的に認定してきている¹⁵²。上述1で述べたような委員会の積極的な姿勢と相俟って、憲章上の権利の実効性や規範内容の明確化に資するものと思われる。

ただし、このような理解については一応首肯できるものとしても、理論的には以下の点に留意する必要がある。

第一に、上述の国家の義務あるいはそれに基づく違反アプローチには、社会権規約委員会のそれと若干の齟齬が見られる。例えば、155/96事件では環境に対する権利を憲章第24条の下で検討している。ここで委員会は、国家の義務として汚染を防止したり環境保全のために必要な措置をとる義務を措定している。そして、この関連でナイジェリア政府は企業による環境破壊を防止しなかったことによる違反が認定されている。しかしな

151 Coomans, *supra* note 63, pp. 757-758.

152 Coomans によれば、このことから委員会はいわゆる「違反アプローチ」を採用したように見えるという（Coomans, *supra* note 63, pp. 758-759）。「違反アプローチ」とは、社会権においては漸進的实施による実現の度合いを評価することは難しく、違反の形態を明らかにすることにより、社会権の実現がより容易になるとの考え方である。社会権規約委員会でも、一般的意見において権利の規範内容や国家の義務と対応する形で違反の形態が示されていることがある。

cf., Chapman, A., "A 'Violations Approach' for Monitoring the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights," *Human Rights Quarterly*, vol. 18, 1996, pp. 23-66 ; *The Maastricht Guidelines on Violations of Economic, Social and Cultural Rights*, reprinted in *Human Rights Quarterly*, vol. 20, 1998, pp. 691-705.

がら、同事件では環境に対する権利の規範内容（権利の内実）について議論しておらず、同条に基づく国家の義務のみが議論されている¹⁵³。近年の社会権規約委員会の一般的意見では、議論の対象となる権利の規範的内容、国家の義務が述べられ、国家の義務に対応する違反の形態の例が示されることが多い。社会権規約委員会の実行と比較すると、当該権利の規範的内容が明確にされないままに国家の義務そしてそれに基づく違反の認定が行われているという点が指摘されなければならない。また、これは第二及び第三の点で議論する内容にも関連するが、国家の義務において義務違反の対象となっているのは専ら「尊重の義務」と「保護の義務」のみである。委員会の分類による他の義務（「促進の義務」と「充足の義務」）に関してはどのような違反の形態がありうるのかは事例検討からは明らかではないように思われる。

第二に、即時実施の義務の程度が問題となる。上述の155/96事件によれば、確かに社会権の一部は司法判断が可能であり即時実施の義務があると言える。しかし他方で、促進の義務あるいは充足の義務に関しては即時実施ではないものを含むということを示唆しているのではないかと疑問が生じる。これらについて、具体的にどのような場合に違反を構成するかについては、判例上明らかではない。これについては事例の蓄積あるいは解釈の積み重ねが必要などころではあるが、あらゆる権利が即時実施であるということについては一定の留保が必要であろう。

これに関連するものとして、第三に憲章上の義務を免れうる場合や程度についての問題がある。バンジュール憲章は、ヨーロッパ人権条約や米州人権条約とは異なり、緊急事態における条約上の義務からの逸脱に関する規定を有していない。アフリカ人権委員会の個人通報においても、締約国の側が政治的あるいは経済的理由により緊急事態を主張し、憲章上の権利

153 このことは食糧に対する権利においても同様に見られる (Coomans, *supra* note 63, p. 756.)。

が保障されないことを正当化する事例が散見される。しかしながら委員会は、そのような主張を認めていない¹⁵⁴。

では、資源の欠如は抗弁として認められるのであろうか。241/01事件は資源の欠如が正当化事由となり得ることを示唆しているように思われる¹⁵⁵。ただし一般的にアフリカ人権委員会は、権利の実効性を重視しており、その観点からするとここには齟齬が生じることになる。このような問題に関して、社会権規約委員会是一般的意思3において「最低限の中核的義務」の概念によって国家が最低限果たすべき義務を怠っている場合には義務違反が推定されるとの議論を展開している。この「最低限の中核的義務」についての議論はアフリカの文脈においてはまだ十分に議論されているようには思われませんが、少なくともアフリカ人権委員会は権利の保障については国家の側の欠如の抗弁を認めることなくそれに臨んでいるように思われる¹⁵⁶。これについても、事例の蓄積により個々具体的な事例における国家の義務の内実、そしてそれに対する違反の認定基準が明らかになることが望まれるところである。

154 例えば74/92事件では、チャドは内戦を理由として憲章上の義務を履行できなかったことを主張したが、委員会は逸脱条項がないことを理由に、内戦であったとしても締約国が憲章上の権利侵害を行い、権利を侵害することを正当化することはできないと述べて、チャドの主張を退けている（Communication No. 74/92, *supra* note 148, para. 36）。この判断は、その後の委員会でも判断でも繰り返し示されている。

155 Communication No. 241/01, *supra* note 36, para. 84.（前注94参照）

156 159/96事件（注24）では、委員会は以下のように述べている（para. 16）。

「委員会は、アフリカ諸国一般及びアンゴラにおいては、とりわけ経済的な困難に直面していることを認めなければならない。そのような困難に直面した際に、国家は自国民および自国の経済を守るための過激な措置に出ることがある。しかし状況がどのようなものであったとしても、かかる措置は人権の享有を犠牲にするものと受け止められてはならない。」

3 権利の制約の根拠 (評価の余地理論)

上述のように、社会権の保障との関連では、既述の通りアフリカ人権条約は社会権規約第2条に定めるような漸進的な実施や資源の有無を考慮するような規定を有していない。ただしこのことが即時実施の義務を導くことになるかどうかは、慎重な検討を要する。

またバンジュール憲章は一般的な権利制限条項は有していないものの、個別具体的な権利制限を正当化する事由が見られる (例えば、第8条～第12条)¹⁵⁷。この関連で、憲章上の権利の実現に関して、締約国の側の裁量 (あるいは「評価の余地」) が許容されるのかが問題となる。これが問題になったのが255/02事件である¹⁵⁸。

本件の通報者は他の全ての要件を満たしているにも関わらず、通報者が信仰する土着信仰であるラスタファリの教義に基づき大麻を過去に所持し使用していたこと、かつ今後も使用を続ける旨を表明したことにより弁護士登録を拒否され、それにより通報者が希望する地域サービスの仕事を行うことができなくなった¹⁵⁹。通報者はこのことが第5条、第8条、第15条及び第17条2項に反するものであると主張した。それによれば、通報者がラスタファリを信仰する限り、教義に基づく大麻の使用が南アフリカ国内法により違法とされていることから、信仰の自由を侵害するものであり、信仰を続けることにより通報者が希望する職業に就くことができないのは労働に関する権利を侵害している。さらに、大麻の禁止によりラスタファリという共同体の文化生活を実践することができないと主張し、ラスタ

157 ただし委員会は、これらの制約を正当化する事由によればどのような制約も可能であるとは理解しておらず、むしろそれらの正当化事由であっても国際的な基準に合致するものでなければいけないと繰り返し述べている。cf., Communication No. 241/01, *supra* note 36, para. 64.

158 Communication 255/02: *Prince v. South Africa* (2004).

159 *Ibid.*, paras. 2-3.

フェアを実践する限りにおいて大麻の所持・使用の禁止からの逸脱を認めるように申し立てている。

受理可能性については当事者間で争いがなかった。本案段階において南アフリカ政府は、大麻の所持・使用の禁止は社会の利益に基づくものでありかつかかる禁止はラスタファリを信仰しているかどうかに関わらず、一般的な禁止であるため問題がないと主張した。また、当該規制は合理的なものであり特定の信仰を規制したりするものではないと主張している。さらに、南アフリカ政府の側から締約国の裁量の余地に基づく主張が行われている。それによれば、条約の補完的性質より、締約国には具体的な状況に応じた裁量が認められており、委員会が憲章上の権利の違反があったかどうかを認定するに際しても、そのような事情を考慮する必要があるというものである¹⁶⁰。

本件で委員会は、第8条に基づく主張については以下のように述べている。すなわち、信教の自由と宗教上の信仰に従って行動する権利は別のものである。従って、後者については絶対的な性質を有するものではなく、状況によっては社会の利益に譲歩しなければならない¹⁶¹。大麻の所持・使用の禁止は一般的な目的に資するものであることから合理的なものであり、その限りにおいて信教の自由は絶対的なものではない¹⁶²。憲章上の権

160 *Ibid.*, para. 37.

161 *Ibid.*, para. 41.

162 ここで委員会は、自由権規約の規約人権委員会における類似の事例を取り扱った個人通報の事例を引用している（CCPR, Communication No. 208/1986: *K. Singh Bhinder v. Canada*, reprinted in *Selected Decisions of the Human Rights Committee under the Optional Protocol, Volume 3, U.N. Doc.*, CCPR/C/OP/3, p. 185）。当該事例は、シーク教徒である通報者が宗教上の実践に基づくターバンを着用していたが、勤務していたカナダ国鉄の電気設備の整備に関してヘルメットを着用しなかったことにより解雇されたことが、自由権規約第26条の違反であると主張したものである。委員会は、ヘルメットの着用がケガや電気ショックから労働者を守るために必要であったとして、当該

利の制約の正当な根拠となり得るのは第27条2項であるが、これはすべての人権が、何人も他人の権利や自由を破壊する目的で行われる行為を行う権利を有しないという一般的規則に服するものであるという確立した原則に基づくものである¹⁶³。大麻の規制は、通報者も認めているようにその依存性による好ましくない物質であることによる。このようなことから、大麻の所持及び使用に関する制限は、第27条2項と併せた第8条の信教の自由に対する権利の行使に対する正当な制約となる。さらに、第2条は差別禁止原則を述べているが、南アフリカにおける大麻の規制はラスタファリであるかどうかを問わず、全ての人に等しくあてはまるものであり、その点からも通報者の信仰に基づく実践の自由を差別的に制約するものではない¹⁶⁴。以上のように委員会は述べ、この点での違反がないことを示している。

第15条に関しては、同条の趣旨は全ての者が差別なく労働市場へアクセスする権利を確保し保護することを確保する趣旨であるとしている。しかしかかる保護は、職種やそれに基づく要請により、一定の制約を課すことが認められるものと解されなければならない。上述のように国家が大麻の所持・使用を制限する正当な利益に鑑み、通報者はこの制約に服することを選択すれば職業上の制約はなくなると委員会は判断する。通報者には職業上の使命を全うする権利があるが、だからといって社会全体の利益のために正当に設けられた規制から免れることを委員会は認めるわけにはいかない。よって、通報者の職業選択の自由についての違反はないと認定した¹⁶⁵。

第5条及び第17条2項の違反については、委員会は文化への参加が社会

規制が合理的であり規約に違反しないと認定している。

163 *Ibid.*, para. 43.

164 *Ibid.*, para. 44.

165 *Ibid.*, para. 46.

全体の善を犠牲にしてはならないと述べる。ラスタファリ信者のような少数者は自由に自らの文化を實踐することができるものの、国民を一纏めにする規範に反するような権力を与えるものであってはならない。社会全体の利益とラスタファリの文化における実践の制約とを比較して、委員会は南アフリカ政府が文化生活の権利を侵害していないと述べている¹⁶⁶。同様に、第5条の人間の尊厳についても、大麻の所持・使用の禁止がラスタファリのみならずすべての人に等しく適用されるものであることから、それによって通報者が疎外されたりしたということはないとして違反を認めていない。以上のことから、通報者の主張に関して憲章上の違反は認められていない。

最後に委員会は、補完性の原則及び評価の余地理論について述べている。委員会によれば、これらの原則は締約国の国内法秩序における人権を促進し保護する締約国の第一義的権能と義務を確立するものである。これに基づき憲章第56条では受理可能性の要件の一つとして国内的救済を尽くすことを求めており、また一部の条項では一定の条件に基づいて権利の制約を認めうる条件が見られる。委員会は地域的人権実施機関であるが故に、締約国に代わりうる立場にあるわけではないことは認識している¹⁶⁷。しかしながら委員会は、委員会の役割を暗に制約するような南アフリカ政府の解釈には同意できないとしている。これらの原則が、国内における人権の促進及び保護において締約国にどのような裁量を与えるものであるにせよ、国内における実行に欠けている点がある場合によりよい促進と保護を助言、指導、監督、主張する委員会の任務を否定することにはならない。委員会は、これらの原則に基づき国内の手続が憲章による最低限度の要求以上のものであるとする主張についての委員会からの干渉を免れるような

166 *Ibid.*, para. 48.

167 *Ibid.*, para. 52.

制約的な読み方を許容しないとしている¹⁶⁸。

同事件では、補完性の原理やいわゆる「評価の余地理論」を根拠とする、一般的な人権制約の可能性が否定されている。委員会の一連の判断でも明らかかなように、権利制約の根拠としては第27条2項の解釈が重要である(ただし第27条2項の詳細な解釈は判例上明らかではないように思われる)。他方で、補完性の原則に基づく国家の第一義的権能は認めつつも、それが委員会の使命を縮減するような解釈を認めることにはならないと明言している。ここからも、委員会の積極的な姿勢を見ることができよう。

V おわりに

以上のように本稿では、バンジュール憲章下での個人通報を一部分ではあるが分析することにより、アフリカにおける社会権の保障態様を検討した。アフリカ人権委員会の個人通報では、以下の二点における特徴が見られる。第一に、委員会はたとえ当事者から提起されていなくとも個別具体的な条項における違反の有無を積極的に検討し、かつ同一の事実に関しても多面的な違反を認定していることである。第二に、地域外の人権条約における解釈も柔軟に取り入れることによって、権利の実効性を確保しようとする姿勢が見られることである。

このような要因を背景に、アフリカでは社会権であっても通報制度という準司法的な制度において権利侵害を主張できるようになっている。確かに、第14条に関する事例からも明らかかなように財産権の保障に関して「自己の所有する財産へのアクセスを阻まれない権利」などは資源の欠如とはさほど関連がないものであり、司法判断が十分に可能なものであると言える。

168 *Ibid.*, para. 53.

アフリカ人権憲章は自由権と社会権を区別せずに取り扱っており、かつ憲章第2条が定める差別禁止原則は憲章上の全ての権利に妥当するものであることからしても、社会権に関する差別は自由権と同様に通報の対象となる。このことは、第3条が国内における法の平等な保護を定めていることと併せて考えると、社会権に関する差別的取り扱いが通報の対象となり得ることを示していることになる。このことは、理論及び実行の両面において非常に大きな意味があると言えよう。すなわち、社会権規約やヨーロッパ社会憲章が対象としているのは条約上の権利に関する保障であるが、バンジュール憲章第3条は締約国の国内における「法」による平等な保護を規定しており、締約国の国内において社会権に関する差別的取り扱いがあった場合には、これも通報の対象となり得るのである。

本稿で検討した事例を概観すると、自由権的な側面を有しているとしても、同時に社会権に関する違反の検討が行われており、かつ申し立てられている権利侵害が何らかの自由に基づく差別的行為によって行われている場合には、第2条あるいは第3条に基づく違反が認定されている。このように、アフリカにおける人権保障体制は、国家の多面的な人権保障義務を前提とした重畳的な違反認定により、人権保障の実効性を確保しようとする動きであると言える。

以上のことは155/96事件において明確に見ることができる。同事件において示唆的なことは、国家の条約上の義務の分類に基づき個別具体的な義務違反を認定したことにある¹⁶⁹。また、委員会が同事件において端的に述べているように「実効的たりえない権利はバンジュール憲章には存在しない」¹⁷⁰という姿勢を貫徹していることある。バンジュール憲章はいわゆる自由権のみならず、社会権や集団の権利なども規定しているが、委員会のはかかる認識に基づき、個々具体的な実体規定について国家の義務を丁寧

169 申、前掲論文（注13）、118-119頁。

170 Communication No. 155/96, *supra* note 24, para. 68.

に分類し、どのような行為がどのような義務に違反しているかを明らかにしている。このような手法は、当該事例の特殊事情（国家の側からの反論がなかったこと）もあるものの、委員会が実効的に権利を保護しようとする意志を示したものとして評価しうる。

他方、アフリカにおける様々な困難が人権保障を困難なものにしていることも事実である。これらについて委員会が今後どのように対処しようとしているかについても、事例を丹念に検討することで今後明らかにしていきたい。

【謝辞】

中村哲也先生には、筆者の本学着任以降、民法の門外漢である筆者にも公私にわたり暖かく接して頂いた。中村先生のご退官にあたり、本稿をもってわずかではあるが今までの学恩に対し御礼申し上げます。

【追記】

本稿は、平成22-23年度科学研究費補助金（若手研究（B）・課題番号22730039「地域人権条約における社会権の保障態様の比較研究」）による研究成果の一部である。

また、本稿の構想段階において第188回新潟大学社会法判例研究会（2011年10月22日）において研究報告を行い、参加者より貴重なコメントを頂いた。参加者の皆様に記して御礼申し上げます。